



島根県報

令和8年2月10日(火)
第692号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【規則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

【告示】

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (地域福祉課) 2

保安林予定森林(3件) (森林整備課) 2

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (〃) 4

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水産課) 4

【公 告】

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 5

【特定調達公告】

島根県立中央病院における注射薬調剤支援システム一式の購入に係る一般競争 (病院局) 5

入札の落札者等

公布された条例等のあらまし

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の改正に伴う規定の整理（第3条・第8条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第3号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第42条の規定により過疎地域とみなされる区域」を削り、「中山間地域等」を「単に「中山間地域」に、「中山間地域等に」を「中山間地域に」に改め、同項第4号中「中山間地域等」を「中山間地域」に改める。

第8条第1項第1号中「中山間地域等」を「中山間地域」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告示

島根県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸山達也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
麦谷内科クリニック	安来市下坂田町308-1	居宅療養管理指導	麦谷内科クリニック	安来市下坂田町308-1	令和7年8月31日
		訪問看護			
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防訪問看護			

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町湯里2717-2、2718、3364、3365-1、3365-3、4082

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

温泉津町湯里2717-2・2718・3364・3365-1・3365-3・4082（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第73号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町湯里2743-1、3371から3373まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第74号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隱岐郡西ノ島町大字宇賀字物井232-1、232-2、233-1、233-4、233-6、306-1、307-1、309-1、309-3、310、311-1、311-2、312、314-1、315、315-1、315-2、318

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字物井232-1・306-1・307-1・309-1・309-3・310・311-1・311-2・312・314-1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、232-2、233-6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第75号

令和8年島根県告示第1号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隱岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
隱岐郡隱岐の島町那久路字コモ澤224内1	原 徳次郎
隱岐郡隱岐の島町山田字奥田1734から1736まで	藤野 準五郎
隱岐郡隱岐の島町山田字奥田1739	澤田 寅太郎
隱岐郡隱岐の島町山田字奥田1743-1、1743-2	勝部 忠太郎

島根県告示第76号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸山達也

仁摩町加入区（漁業協同組合JFしまね）

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月10日

島根県知事 丸山達也

1 土地区画整理組合の名称

安来市和田南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成28年6月3日から令和12年3月31日まで

3 施行地区

安来市黒井田町の一部

4 事務所の所在地

安来市黒井田町630番地

5 設立認可の年月日

平成28年6月3日

6 変更認可の年月日

令和8年2月10日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年2月10日

島根県立中央病院病院長 小阪真二

1 件名及び数量

注射薬調剤支援システム一式の購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和8年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社セイエル出雲営業所 所長 石倉 正行 島根県出雲市塩治神前一丁目8番6号

5 落札金額

122,210,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年12月19日